

# 神戸市 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要綱

令和元年12月11日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、養成施設等の科目受講により、保育士資格または幼稚園教諭免許状（以下、「資格等」という。）を取得するために要した費用の一部（以下、「受講料等」という。）に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下、「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる施設のうち神戸市内に所在するものとする。ただし、市が設置するものを除くこととする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第7条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設
- (8) 法第7条第1項に定める乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則第36条の4の2第1項第3号に規定する児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く）

(支給対象者)

第3条 受講料等の支給対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第2号または第3号に掲げる施設に勤務しており、資格等のいずれか一方のみを有している者のうち、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、「試験実施通知」という。）別表の②及び③の対象である者（以下、「特例制度対象者」という。）で、雇用契約上、その労働時間が週30時間以上と定められている者。
- (2) 前条に掲げる施設に勤務しており、保育士資格を有していない者（以下、「保育従事対象

者」という)。ただし、前号に掲げるものを除く。

2 支給対象者については、次の各号の要件を全て満たすこととする。

(1) 原則として、申請年度内に、養成施設等において資格等の取得に必要な科目の受講を開始していること。

(2) 資格等の取得後、補助対象施設において原則1年以上勤務すること。

3 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、補助の対象とならないこととする。

#### (対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特例制度対象者が保育士資格または幼稚園免許状の取得に要した経費のうち、入学料、受講料、教材費及び補助対象施設が代替として雇い上げた保育士または幼稚園教諭に係る雇上費

(2) 保育従事対象者が保育士資格の取得に要した経費のうち、入学料、受講料、教材費

2 以下に掲げるものについては対象経費とならないこととする。

(1) その他の検定試験の受講料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 補講費

(4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用

(5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

(6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

(7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

#### (補助金の算定基準)

第5条 市長は、予算の範囲内において、別表に定める基準額により算出した額を、補助対象者に補助金として交付することができるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

#### (交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 支給対象者一覧表（様式第2号）

(2) 事業実施計画書（様式第3号）

(3) 支給対象者の雇用証明書

(4) 支給対象者が養成施設等に在学していることが確認できる書類

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第8条 交付申請者は、当該事業を廃止又は中止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、変更等承認通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知することとする。

(実績報告)

第9条 交付申請者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第15条第3項の規定により市長が必要と認める実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 支給対象者一覧表〔実績〕（様式第9号）

(2) 事業完了報告書（様式第10号）

(3) 経費の支払いを証明する資料

(4) 支給対象者の雇用証明書（ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）

(5) 保育士証または幼稚園教諭免許状の写し

(補助金額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定等を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金額の確定を行った後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第13条 補助対象者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属

する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月13日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 補助基準額

支給対象者		対象経費	補助率	上限額
特例制度対象者		受講料等	2分の1	1人あたり 10万円
		雇上費	10分の10	1人1日あたり 8,040円
保育従事 対象者	試験実施通知別表の ②及び③の対象者	受講料等	2分の1	1人あたり 10万円
	試験実施通知別表の ①の対象者	受講料等	2分の1	1人あたり 20万円
	上記以外	受講料等	2分の1	1人あたり 30万円